

医師国保からのお知らせ

～平成 24 年度分国民健康保険料および減額申請手続き等～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在当組合の財政状況は、昨年約 20%保険料引き上げを実施いたしましたが、医療費の増加、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付費納付金の増加により引き続き大変厳しいものとなっています。

とりわけ、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付費納付金については、平成 24 年度では合計で平成 23 年度より約 2 億 9 千万円の負担増が見込まれ、医療費を含みますと約 4 億 5 千万円の負担増が見込まれ、さらなる厳しい財政下にあります。

このため、2月 16 日に開催いたしました通常組合会において、平成 24 年度事業計画および予算につき審議の結果、昨年同様平均約 20%保険料を引き上げることを決定いたしました。これにより、平成 24 年度の保険料については、次のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、給付内容につきましては現行どおりですが、今後附加給付部分についての見直しを検討していきます。

また、保険料減額の適用を希望される方（新規・継続とも）は、ご申請願います。

敬具

1. 平成 24 年度分（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）国民健康保険料について

国民健康保険料（月額）は、次の（1）～（3）の合計額です。

（1）基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額の計（従来の「医療分保険料賦課額」）

ア. 75 歳未満の組合員（被保険者である組合員）	26,100 円
イ. 組合員の世帯に属する被保険者一人につき	10,700 円
ウ. 75 歳未満の准組合員（被保険者である准組合員）一人につき	12,800 円
エ. 准組合員の世帯に属する被保険者一人につき	10,700 円

（2）介護納付金賦課額

40 歳以上 65 歳未満の被保険者（＝介護保険第 2 号被保険者）一人につき	3,300 円
---	---------

（3）後期高齢者賦課額（広域連合に納付する後期高齢者医療制度の保険料とは別のもの）

ア. 75 歳以上の組合員（被保険者資格のない組合員）	5,000 円
イ. 75 歳以上の准組合員（被保険者資格のない准組合員）一人につき	1,000 円

2. 保険料の減額申請について（手続き方法は 2 月に配布いたしましたお知らせをご覧ください）

組合員の前年分の総収入金額が 2,500 万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が 400 万円未満である場合には、申請に基づき、組合員およびその家族の保険料を減額します。准組合員およびその家族は適用されません。